

愛媛県社会福祉法人等指導監査要綱

第1 目的

この要綱は、愛媛県知事が社会福祉法人（以下「法人」という。）、社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」という。）及び社会福祉施設（以下「施設」という。）に対して行う指導監査について、基本的な事項を定めることにより、適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保並びに利用者処遇の向上を図ることを目的とする。

第2 指導監査の対象

指導監査の対象となる法人、連携推進法人及び施設（以下「対象法人等」という。）並びに根拠法は、別表に掲げるとおりとする。

第3 監査方針

指導監査は、次に掲げる監査方針に基づき実施するものとする。

- (1) 指導監査は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）及び関係法令、通知等に基づき、法人・連携推進法人の運営状況及び施設の最低基準の遵守状況等について確認するものとし、本県における法人、連携推進法人及び施設の運営の実情及びこれまでの指導監査結果等を勘案し、厳正に重点的かつ効果的に実施するものとする。
- (2) 指導監査の実施に当たっては、画一的、形式的な指導監査に陥ることのないよう配慮するとともに、対象法人等の運営水準の向上を図るため、関係者の理解を得ながら、総合的評価を行い、問題の発生原因及び是正策を明らかにし、問題の解決に努めるものとする。
- (3) 指導監査の実施及び指導監査結果の処理に当たっては、法人所管課、事業所管課その他の関係機関との十分な連携を図る。

第4 指導監査の区分等

1 指導監査の区分及び周期

指導監査は、一般監査、随時監査及び特別監査とし、次に掲げるところにより実施するものとする。

(1) 法人に対する一般監査

ア 法人に対する一般監査は実地において行うものとし、毎年度法人から提出される報告書類により法人の運営状況を確認するとともに、前回の指導監査の状況を勘案し、以下の事項を満たす法人については、3年に1回とする。

- ① 法人の運営について、法及び関係法令、通知等（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められない法人
- ② 法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められない法人

なお、法人に対する一般監査と施設に対する一般監査との実施の周期が異なる場合において、これらの監査を併せて実施することが指導監査の実施機関及び法人にとって効率的かつ効果的であると認められること等特別の事情のあるときは、監査の実施の周期を3年に1回を超えない範囲で設定することができる。ただし、その場合には、法人の理解と協力が得られるよう十分に配慮するものとする。

イ 上記アの①及び②に掲げる事項について問題が認められない法人において、会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告等

が次の各号に掲げる場合に該当する場合にあっては、毎年度法人から提出される報告書類を勘案の上、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断するときは、一般監査の実施の周期を、各号に掲げる周期まで延長することができる。

① 法第 36 条第 2 項及び法第 37 条の規定に基づき会計監査人を設置している法人において、法第 45 条の 19 第 1 項及び社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号。以下「規則」という。）第 2 条の 30 の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合。 5 年に 1 回

② 会計監査人を設置していない法人において、法第 45 条の 19 の規定による会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合。 5 年に 1 回

③ 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「専門家」という。）による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類が提出された場合。 4 年に 1 回

ウ 上記アの①及び②に関して問題が認められない法人のうち、イに掲げる場合に該当しない法人において、苦情解決への取組が適切に行われており、かつ、以下のいずれかの内容に積極的に取り組むことにより、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると判断するときは、一般監査を 4 年に 1 回とすることができる。

① 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めている。ただし、一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合は、法人全体の受審状況を勘案して判断する。
なお、ISO9001 の認証取得施設を有する法人についても、これと同様に取
り扱うことができる。

② 地域社会に開かれた事業運営が行われている。（福祉関係養成校等の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域との交流が積極的に行われている等。）

③ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいる。

（2）連携推進法人に対する一般監査

ア 連携推進法人に対する一般監査は、法人に対する一般監査の例による。ただし、（1）イの根拠法令は別表に読み替える。なお、（1）イ③及びウについては適用しない。

イ 新たに認定を受けた連携推進法人に対する一般監査については、認定を受けた年度の次年度において、連携推進法人による計算書類等の届出が行われた後に実施する。

（3）施設に対する一般監査

施設に対する一般監査は、原則、年に 1 回実地により行うものとする。ただし、老人福祉施設は原則、3 年に 1 回とする。また、保護施設及び障害者支援施設のうち、適正な運営が概ね確保されていると認められる施設については、3 年に 1 回とする。

(4) 随時監査

法人、連携推進法人及び施設の運営等に問題が発生した場合、又は通報、現況報告書の確認の結果等でそのおそれがあると認められる場合は、上記（１）及び（２）の取扱いによらず、随時監査を実施するものとする。

(5) 特別監査

特別監査は、特に重点的かつ緊急的又は継続的な指導が必要と認められた法人、連携推進法人及び施設について、実地において随時実施する。

2 事後確認指導

指導監査を実施し改善を求めたにもかかわらず、改善報告の内容が不十分と認められる法人、連携推進法人及び施設については、再度法人、連携推進法人及び施設に赴き又は理事長及び施設長等に来庁を求め、確認指導を行い、早期改善に努めるものとする。

3 指導監査事項の省略等

法人に対する一般監査の指導監査事項は、次に掲げるところにより省略等することができるものとする。

(1) 会計監査人等を設置している法人

法第 36 条第 2 項及び法第 37 条の規定に基づき会計監査人を設置している法人並びに法第 45 条の 19 に規定する会計監査人による監査に準ずる監査を実施している法人については、当該監査の際に作成された会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている場合には、「会計管理」に関する監査事項を省略することができるものとする。

ただし、「除外事項を付した限定付適正意見」である場合は、除外事項に関して、理事会等で協議の上、改善のための必要な取組を行っているかについて、指導監査において確認するものとする。

(2) 専門家による財務会計に関する支援を受けている法人

専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援や財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けている法人については、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類により、会計管理に関する事務処理の適正性が確保されていると判断する場合には、「会計管理」に関する監査事項を省略することができるものとする。

(3) その他

会計監査人等を設置している法人及び専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援を受けている法人に対する指導監査の実施に当たっては、「組織運営」に掲げる項目及び監査事項に関して、会計監査を行った者又は専門家が当該支援を踏まえて作成する書類の内容を活用し、効率的な実施を図るものとする。

(4) 連携推進法人に係る指導監査事項の省略等については、法人の例による。ただし、(1) の根拠法令は別表に読み替える。

第5 実施方針等

1 監査実施方針の策定

指導監査を適正かつ効率的に実施するため、指導監査基準を定めるとともに、毎年度指導監査開始時まで、一般監査の基本方針、重点項目及び実施計画を内容とする社会福祉法人等一般監査実施方針（以下「実施方針」という。）を策定するものとする。

また、随時監査及び特別監査に係る実施方針については、その都度定める。

2 指導監査の実施方法

指導監査の実施機関は、次に掲げるところにより指導監査を実施する。

- (1) 指導監査は、指導監査班を編成し実施する。指導監査班は2名以上の職員により編成し、保育所及び幼保連携型認定こども園に対する一般監査においては保育指導専門職員の、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設及び障がい児施設（通所施設を除く。）に対する一般監査においては児童相談所職員の参加を求めるほか、必要に応じて事業所管課職員等の参加を求めることができる。
- (2) 指導監査は、対象法人等の運営等について、代表者等から説明を聞き取り、関係施設、設備、帳簿及び書類を実地に確認するほか、指導監査資料に基づいて実施するものとする。併せて、必要に応じ、経営指標に基づく経営改善指導等の助言、指導を行うものとする。
- (3) 対象法人等に対し、指導監査実施日の概ね1か月前までに、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、緊急に指導監査を実施する必要があると判断した場合には、指導監査実施日に通知を行うことができるものとする。
 - ① 指導監査の根拠規定
 - ② 指導監査の日時及び場所
 - ③ 指導監査の担当職員
 - ④ 出席を求める者
 - ⑤ 準備すべき書類等
- (4) 対象法人等の運営状況をあらかじめ把握するため、事前に対象法人等に対し別に定める指導監査資料の提出を求めるものとする。
- (5) 理事及び監事が責任を持って法人運営に参画するよう、原則、理事（施設長を除く。）及び監事それぞれ1名以上の指導監査及び講評への立会を求めるものとする。
- (6) 指導監査の担当職員（以下「担当職員」という。）は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第6 指導監査結果の処理

- (1) 担当職員は、指導監査終了後、現地において関係役職員の出席を求めて指導監査結果の講評を行うものとする。
- (2) 担当職員は、速やかに指導監査結果について整理し、改善及び検討を要する事項（以下「指摘事項」という。）については、原則として、指導監査結果通知書により当該法人又は施設に対し通知するものとする。
- (3) 指摘事項のうち、重要と認められる事項については、当該法人又は施設に対し、期限を付して改善報告書の提出を求めるものとする。特に指定した指摘事項については、理事会への報告及び改善是正について検討した結果の報告を求めるものとする。

第7 一般監査の延期

一般監査は、災害、感染症等により、必要があると認められる場合には、延期をすることができるものとする。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、指導監査について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月2日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年5月29日から適用する。

附 則
この要綱は、平成 25 年 5 月 17 日から適用する。

附 則
この要綱は、平成 27 年 5 月 20 日から適用する。

附 則
この要綱は、平成 28 年 5 月 20 日から適用する。

附 則
この要綱は、平成 29 年 5 月 29 日から適用する。

附 則
この要綱は、令和元年 5 月 21 日から適用する。

附 則
この要綱は、令和 2 年 5 月 26 日から適用する。

附 則
この要綱は、令和 3 年 6 月 3 日から適用する。

附 則
この要綱は、令和 4 年 6 月 7 日から適用する。

附 則
この要綱は、令和 6 年 6 月 3 日から適用する。

附 則
この要綱は、令和 7 年 5 月 28 日から適用する。

別表（第 2 関係）

対象法人等	根拠法令
社会福祉法人	社会福祉法第 56 条
社会福祉連携推進法人	社会福祉法第 144 条により準用される社会福祉法第 56 条（第 8 項を除く）
生活保護法第 38 条に規定する保護施設	生活保護法第 44 条
児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設	児童福祉法第 46 条、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 19 条
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 83 条に規定する障害者支援施設	社会福祉法第 70 条
老人福祉法第 5 条の 3 に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム	老人福祉法第 18 条
老人福祉法第 5 条の 3 に規定する軽費老人ホーム	社会福祉法第 70 条

別表（第 4 関係）

社会福祉法人	社会福祉連携推進法人
法第 36 条第 2 項及び同第 37 条	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法人法」という。）第 60 条第 2 項及び第 62 条
法第 45 条の 19 第 1 項及び社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号。以下、「規則」という。）第 2 条の 30	一般法人法第 107 条第 1 項及び規則第 40 条の 11 第 2 項により準用される規則第 2 条の 30
法第 45 条の 19	一般法人法第 107 条